

資 料

- No.1 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳
(輸送用機械器具製造業)

- No.2 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果早見表(輸送用機械器具製造業)

- No.3 埼玉県の最低賃金リーフレット

- No.4 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(7月更新)

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

輸送用

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上げ	適用労働者数	昨年時間額
1			192,830	8.00	162.67	1,186	4,163	1,124
2			173,700	8.00	162.67	1,068	314	1,020
3			181,837	8.00	162.67	1,118	356	1,038
4			180,100	8.00	162.67	1,108	1,583	1,071
5			189,540	8.00	162.00	1,170	1,913	1,100
6				7.83	159.93	1,111	256	1,069
7				8.00	162.00	1,100	180	1,040
8				8.00	162.67	1,063	175	1,040
9			173,000	8.00	162.67	1,064	1,432	1,033
10			171,000	7.83	161.89	1,056	856	1,013
11			177,700	8.00	162.67	1,093	295	1,047
12			177,700	8.00	162.67	1,093	87	1,047
13			169,000	7.83	159.21	1,062	192	1,062
14			172,090	8.00	162.67	1,058	365	1,017
15			192,830	8.00	162.67	1,186	4,983	1,124
16			192,830	8.00	162.67	1,186	1,685	1,124
17			184,000	8.00	162.67	1,131	126	—
18			170,000	7.75	160.17	1,061	281	1,031
19			169,800	7.84	158.92	1,068	384	1,031
20			173,000	8.00	163.33	1,059	28	1,050
21			179,000	8.00	164.67	1,088	72	1,088
22			176,792	8.00	162.67	1,105	815	—
23			175,410	8.00	162.66	1,079	57	1,063
24			175,000	8.00	162.67	1,076	596	1,024
25			176,900	8.00	162.67	1,088	266	—
26			171,000	8.00	162.67	1,062	270	1,039
							21,730	
						2023時給平均	1098	
						2022時給平均	1054	

引上げ額・引上げ率・影響率の早見表

最低賃金額	引上げ額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	備考
1,013	0	0.00	7.4	
1,014	1	0.10	8.7	
1,015	2	0.20	8.7	
1,016	3	0.30	9.3	
1,017	4	0.39	9.4	
1,018	5	0.49	9.6	
1,019	6	0.59	9.7	
1,020	7	0.69	9.7	
1,021	8	0.79	11.0	
1,022	9	0.89	11.0	
1,023	10	0.99	11.0	
1,024	11	1.09	11.1	
1,025	12	1.18	11.2	
1,026	13	1.28	11.2	
1,027	14	1.38	11.2	
1,028	15	1.48	11.3	
1,029	16	1.58	11.3	
1,030	17	1.68	11.4	
1,031	18	1.78	11.6	
1,032	19	1.88	11.9	
1,033	20	1.97	12.2	
1,034	21	2.07	12.2	
1,035	22	2.17	12.2	
1,036	23	2.27	12.3	
1,037	24	2.37	12.4	
1,038	25	2.47	12.5	
1,039	26	2.57	12.5	
1,040	27	2.67	12.6	
1,041	28	2.76	12.7	
1,042	29	2.86	12.9	
1,043	30	2.96	12.9	
1,044	31	3.06	12.9	
1,045	32	3.16	12.9	
1,046	33	3.26	13.0	
1,047	34	3.36	13.0	
1,048	35	3.46	13.2	
1,049	36	3.55	13.2	
1,050	37	3.65	13.2	
1,051	38	3.75	13.7	
1,052	39	3.85	13.8	
1,053	40	3.95	13.8	
1,054	41	4.05	13.8	
1,055	42	4.15	13.9	
1,056	43	4.24	14.2	
1,057	44	4.34	14.2	
1,058	45	4.44	14.2	
1,059	46	4.54	14.2	
1,060	47	4.64	14.2	
1,061	48	4.74	14.4	
1,062	49	4.84	14.4	
1,063	50	4.94	14.8	
1,064	51	5.03	14.8	
1,065	52	5.13	14.9	
1,066	53	5.23	15.0	
1,067	54	5.33	15.2	
1,068	55	5.43	15.2	
1,069	56	5.53	15.3	
1,070	57	5.63	15.3	
1,071	58	5.73	15.3	
1,072	59	5.82	15.4	
1,073	60	5.92	15.5	

埼玉県の最低賃金

令和5年9月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,028円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和5年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	1,006円 (注2※)	左記の事業場で働く労働者。 ただし、以下の者を除く。	令和4年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円 (注2※)	1 18歳未満又は65歳以上の者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,013円 (注2※)	2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	1,022円 (注2※)	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	1,018円 (注2※)	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
		左記の事業場で働く労働者。 ただし、以下の者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
(※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」、「埼玉県自動車小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されます。)
- 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

年・月 区分	令和4年			令和5年							令和4年10月～ 令和5年7月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
全国	4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	3.9	4.2
Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	3.9	4.5
さいたま市	4.5	4.4	4.8	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8	3.5	4.1
Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8		
Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注)

- 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年7月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。